

理 由

近年における就農形態の多様化に対応して、農業の担い手の確保に資するため、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにするとともに、無料の職業紹介事業を都道府県青年農業者等育成センターの業務に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。